

日本国籍を有しない弁護士名簿登録請求者 各位

日本弁護士連合会事務総長

日本国籍を有しない弁護士名簿登録請求者においては、登録請求書類及び記載内容に若干の違いがありますので、下記により準備を進めてください。

記

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通（会則第19条第1項第3号、第2項）
→住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が2012年7月9日に施行されたことをうけ、「外国人住民に係る住民票の写し」（市町村から交付された写しの原本）の提出をもって、これに代えます。

- 2 弁護士法第7条4号及び第5号に該当しない旨の証明書（会則第19条第1項第5号）
→次ページの誓約書（弁護士法第7条第4号及び第5号に該当しない旨）の提出をもって、これに代えます。

- 3 本籍の記入について
弁護士名簿登録請求書、履歴書、誓約書の本籍欄には、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号、本年7月9日施行）に基づく外国人住民に係る住民票記載の『国籍』を記入してください。

(日弁連提出用)

誓 約 書

国 籍

住 所

氏 名

生

私は、弁護士法第7条第4号及び第5号の規定に該当しないことを誓約いたします。

平成 30 年 12 月 13 日

本 人

印

(弁護士会控)

誓 約 書

国 籍

住 所

氏 名

生

私は、弁護士法第7条第4号及び第5号の規定に該当しないことを誓約いたします。

平成 30 年 12 月 13 日

本 人

印

(本人控)

誓 約 書

国 籍

住 所

氏 名

生

私は、弁護士法第7条第4号及び第5号の規定に該当しないことを誓約いたします。

平成 30 年 12 月 13 日

本 人

印